

平成27年度行政事業レビューシート(復興庁)

事業名	社会資本整備総合交付金(復興)			担当部局	復興庁	作成責任者		
事業開始年度	平成23年度	事業終了(予定)年度	平成27年度	担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)	参事官 小瀬 達之		
会計区分	東日本大震災復興特別会計			政策・施策名	政策:復興施策の推進 施策:東日本大震災からの復興に係る施策の推進			
根拠法令(具体的な条項も記載)	都市公園法、河川法、海岸法、下水道法、道路法、港湾法等			関係する計画、通知等	社会資本整備重点計画			
主要政策・施策				主要経費	公共事業			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	社会資本整備総合交付金(復興)は、地方公共団体が「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)又は(ロ)(※)に基づいて行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、東日本大震災の被災地域における復興が図られることを目的とする。 (※)復興関連予算の見直し後は(イ)のみに限定。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	<p>地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援。</p> <p><基幹事業> 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業 ①道路事業、②港湾事業、③河川事業、④砂防事業、⑤地すべり対策事業、⑥急傾斜地崩壊対策事業、⑦下水道事業、 ⑧その他総合的な治水事業、⑨海岸事業、⑩都市再生整備計画事業、⑪広域連携事業、⑫都市公園等事業、 ⑬市街地整備事業、⑭都市水環境整備事業、⑮地域住宅計画に基づく事業、⑯住環境整備事業</p> <p><関連社会資本整備事業> 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画第2条第2項各号(第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。)に掲げる事業(維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。)及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業</p>							
実施方法	交付							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		当初予算	26,667	44,111	76,306	117,132		
		補正予算	6,028	8,275	-	-		
		前年度から繰越し	-	25,789	44,204	61,365		
		翌年度へ繰越し	▲25,789	▲44,204	▲61,365	-		
		予備費等	-	-	-	-		
	計	6,906	33,971	59,145	178,497	0		
執行額	6,809	29,026	57,662					
執行率(%)	99%	85%	97%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度
	全ての社会資本整備総合計画について、同計画内の成果指標を達成する	社会資本総合整備計画内の成果指標の達成度(%)	成果実績		-	98	100	
			目標値		-	100	100	
			達成度	%	-	98%	100%	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	社会資本総合整備計画数	活動実績	計画数	23	30	28		
		当初見込み	-	-	-	-		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	当該年度の当初配分額/当該年度に社会資本整備総合交付金が当初配分された計画数	単位当たりコスト	百万円	1,152.3	1,442.1	2,689.6		
		計算式	百万円/計画数	26,504/23	43,263/30	75,309/28		
平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	交付金事業費	117,132						
	計	117,132	0					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	復興関連予算の見直しにより、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)に基づいて行う社会資本の整備その他の取組に限定しており、国民や社会のニーズを反映したものとなっている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、地方公共団体が「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)に基づいて行う社会資本の整備その他の取組を対象としており、国として支援すべきものである。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	本事業は、地方公共団体等の社会資本の整備等を支援するものであり、東日本大震災の被災地域における復興のために必要な事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	国と地方公共団体等とは関係法令等に定められた妥当な負担関係を適用したのものとなっている。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	地方公共団体等が作成する計画に基づき行う社会資本の整備等のために必要な経費について交付金を配分しており、単位当たりコストは妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	地方公共団体等が策定した計画に基づき事業であって、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)に基づいて行う社会資本の整備その他の取組に限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	成果目標には地方公共団体が設定した計画の成果指標の達成度を設定しており、地方公共団体が策定した計画に基づく事業を支援する本事業の趣旨に鑑み、適切な指標となっている。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	計画内の成果目標を概ね達成できている状況であり、整備された施設等が十分活用されているものと考えられる。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金(全国防災)及び社会資本整備総合交付金(復興)との役割分担については、被災地域の復興等のための事業等にあつては社会資本整備総合交付金(復興)により、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業にあつては社会資本整備総合交付金(全国防災)により成長力強化や地域活性化等につながる事業にあつては社会資本整備総合交付金により支援しており、それぞれ適切な役割分担となっている。		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
	国土交通省・大臣官房社会資本整備総合交付金等調整室	355	社会資本整備総合交付金			
国土交通省・大臣官房社会資本整備総合交付金等調整室	356	社会資本整備総合交付金(全国防災)(東日本大震災関連)				
点検・改善結果	点検結果	昨年度のレビューにおいては、最終年度への繰越により事業が完了してない等の理由により成果実績が出ておらず評価を実施できなかったが、今年度のレビューにおいては平成25年度完了事業及び平成26年度完了事業ともに、東日本大震災の被災地域における復興に関する目標が概ね達成できている状況であり、引き続き適正な執行が行われるよう留意すべきである。さらに、平成28年度予算からは一部事業が社会資本整備総合交付金に移行することを踏まえ、手続きや運用に支障を来さぬよう留意して執行を進めるべきである。				
	改善の方向性	事業の目的である東日本大震災の被災地域における復興に向け、引き続き、適正な執行が行われるよう留意すべきである。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	108	
平成25年度	160	平成26年度	187			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

復興庁
75,309百万円

(国土交通省へ移替え)

国土交通省
75,309百万円

社会資本総合整備計画単位
で配分

【補助】
A.地方公共団体等
75,309百万円

交付金事業（基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業）の実施

<宮城県の場合>

【実施される交付金事業】

東日本大震災からの復興に向けた社会資本整備(復興基本方針関連(復興))
8,941百万円

<事業費内訳>

工事費	
本工事費	11,918百万円
測量設計費	311百万円
用地費及補償費	615百万円

合計	12,844百万円
----	-----------

<交付決定ベース>

※交付決定ベースであるため、合計額が社会資本総合整備計画ごとの金額とは一致しない。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

宮城県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金事業費	東日本大震災からの復興に向けた社会資本整備(復興基本方針関連(復興))	8,941			
交付金事業費	宮城県港湾再生・復興計画(復興基本方針関連(復興))	8,206			
交付金事業費	被災地における総合的な浸水対策の推進(復興基本方針関連(復興))	3,709			
交付金事業費	東日本大震災の復興に資する土砂災害対策(復興基本方針関連(復興))	377			
交付金事業費	東日本大震災からの復興に向けた法面対策(復興)	192			
交付金事業費	石巻市の都市公園における防災機能の向上(復興)	161			
交付金事業費	宮城野原防災公園整備計画(復興)	14			
計		21,600	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城県	東日本大震災からの復興に向けた社会資本整備(復興基本方針関連(復興)) 他	21,600	—	—
2	岩手県	岩手県東日本大震災津波復興計画 ~いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造~(復興基本方針関連(復興)) 他	17,731	—	—
3	福島県	復興を支え、災害に強い道路整備の推進(復興基本方針関連(復興)) 他	17,238	—	—
4	茨城県	津波等防災強化による安全安心な地域づくり計画(復興基本方針関連(復興)) 他	12,431	—	—
5	千葉県	千葉県における津波対策及び土砂災害対策計画(復興基本方針関連(復興)) 他	3,263	—	—
6	青森県	被災地における創造的復興を推進し、防災・減災機能の強化を図る道づくり(復興基本方針関連(復興)) 他	2,298	—	—
7	長野県	災害に強い道路ネットワークの構築計画(復興基本方針関連(復興)) 他	634	—	—
8	新潟県	土砂災害に強い被災地の安全・安心な地域づくり(復興基本方針関連(復興)) 他	64	—	—
9	北海道	霧多布港海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業(復興基本方針関連(復興))	51	—	—